

第4章 計画の総合的な推進

1 推進体制

(1) 市の推進体制

本市では、全庁的な組織として吉野川市人権施策推進本部を設置し、施策を実施する職員の自覚を促し、関係部局が連携を図りながら計画目標の実現に努めます。また、本計画の推進にあたっては、吉野川市人権施策推進審議会を設置し、総合的かつ効果的な施策の推進を行うとともに、本計画の適正な進行管理に努めます。

(2) 国・県・関係団体などとの連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国及び県との役割分担を踏まえ、緊密な連携や協力を図っていくことが重要です。

また、吉野川市人権教育推進協議会及び各地区人権教育推進協議会をはじめ、吉野川市人権擁護委員会、吉野川安定所管内人権啓発企業連絡会、徳島地方法務局、徳島県人権擁護委員連合会、徳島県人権啓発活動ネットワーク協議会など、各分野において多様な活動を展開している関係団体などと連携・協力し、様々な人権教育・啓発の推進に取り組みます。

(3) 市民・事業所・NPOなどとの連携

人権課題解決に向けて行政の取り組みをより効果的に推進していくためには、市民・事業所・NPOなどと連携し、地域全体で人権意識の普及・高揚を図っていくことが重要です。市民・事業所・NPOなどが自主的に取り組む人権推進活動を支援するとともに、連携を強化して、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。

2 進ちょく管理及び評価

本計画はPDCAサイクルに基づき、毎年度それぞれの担当課が各施策の進ちょく状況を評価・再検討し、次年度の取り組みに反映させます。また、吉野川市人権施策推進審議会の意見なども反映させて、必要に応じて、適宜、見直しを行います。

